

土浦市告示第 298 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、土浦・阿見都市計画を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成28年12月27日

土浦市長 中川 清



1 都市計画の種類

地区計画（田村・沖宿地区，真鍋新町地区，高津地区）

2 都市計画を変更する土地の区域

土浦市おおつ野一丁目，おおつ野二丁目，おおつ野三丁目及び

おおつ野四丁目の各全部

おおつ野五丁目，おおつ野七丁目，おおつ野八丁目，真鍋新町，

上高津及び下高津四丁目の各一部

3 縦覧場所

土浦市都市整備部都市計画課

土浦・阿見都市計画地区計画の変更（土浦市決定）

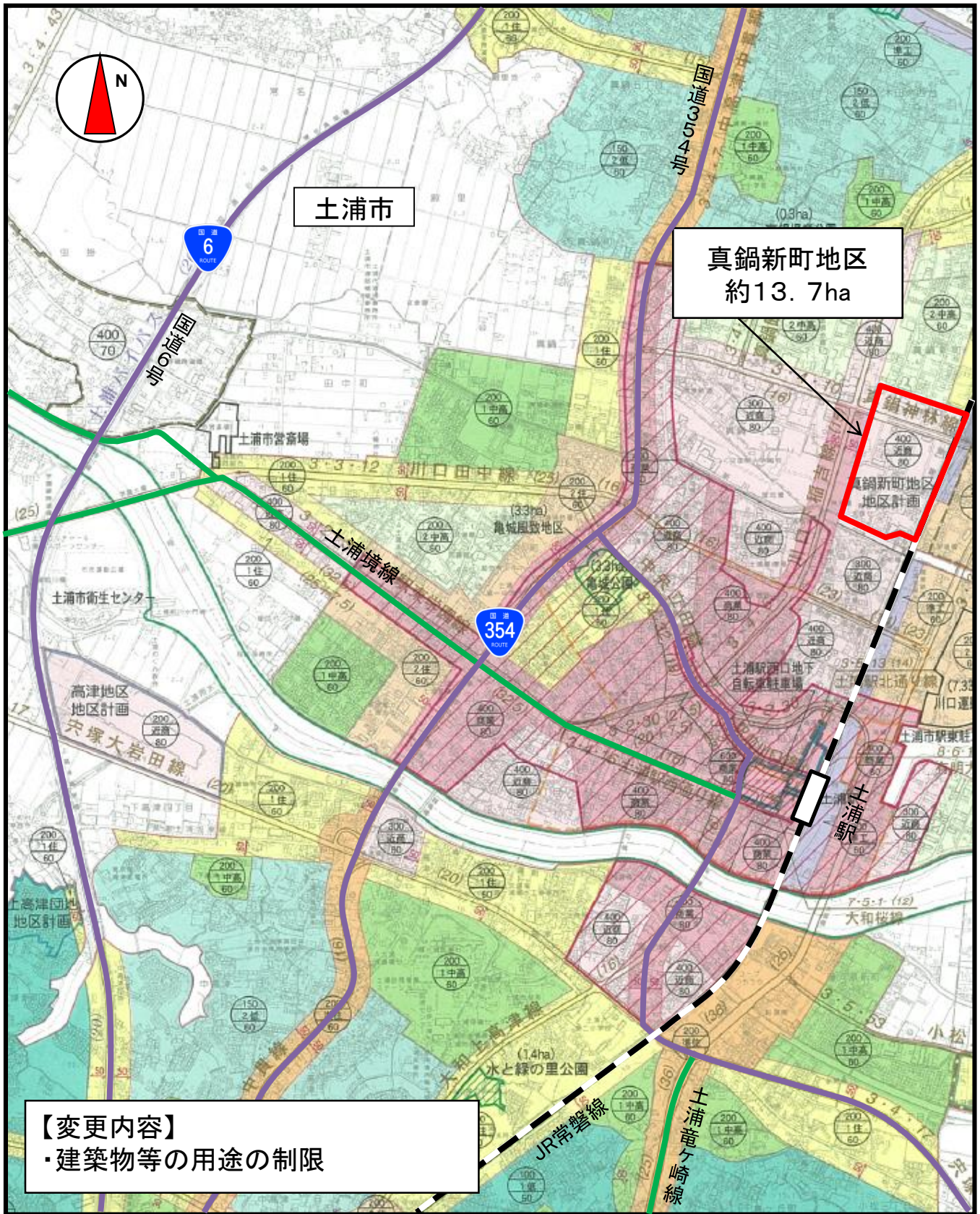
都市計画真鍋新町地区地区計画を次のように変更する。

名 称	真鍋新町地区地区計画						
位 置	土浦市真鍋新町の一部						
面 積	約 13.7ha						
地区計画の目標	<p>本地区は、土浦市の中心部、JR常磐線土浦駅より約1.1kmに位置し、土浦駅周辺との連たん性を生かして、土地の高度利用や多様な都市機能の誘導を図り、これまでの住宅を中心とする市街地とは異なる複合市街地を形成することによって、業務の利便の増進及び周辺環境の整備と共に活力ある拠点づくりを目標とする。</p>						
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に整合した街並みを形成するため、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <p>(1) 建築物等の用途の制限</p>						
土地利用に関する方針	<p>本市及び広域的な基幹病院としての役割を担う厚生施設は、第三次緊急医療体制の救命救急センターとしての機能充実と利便性の向上を図ることと、様々な機能が融合した多様性とにぎわいのある商業・業務地として、活力ある拠点としての土地利用を目指す。</p>						
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	<table border="1"> <tr> <td>地区の名称</td> <td>真鍋新町地区地区計画</td> </tr> <tr> <td>地区の面積</td> <td>約 13.7ha</td> </tr> </table>	地区の名称	真鍋新町地区地区計画	地区の面積	約 13.7ha
		地区の名称	真鍋新町地区地区計画				
地区の面積	約 13.7ha						
建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業の用に供するホテル又は旅館</p> <p>(2) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(3) ナイトクラブその他これに類するもの</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物</p> <p>(5) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6) 畜舎</p> <p>(7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（～）の項第2号並びに同表（と）の項第3号及び第4号に掲げるもの</p>						
備考	<p>建築物等に関する事項の規定に関しては、市長が公益上必要な建築物でやむを得ないと認めたものについては適用を除外する。</p>						

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

位置図

土浦・阿見都市計画 地区計画の変更(土浦市決定) (真鍋新町地区)



【変更理由】 平成27年に風営法が一部改正されたことに伴い、「ダンスホール」及び「ナイトクラブ」の取扱いが変更されることとなったが、本地区においては、良好な市街地形成及び周辺の住環境における風紀の維持を図るため、引き続きこれらの建築物の建築を制限することが適当であることから、所要の変更を行うものである。